

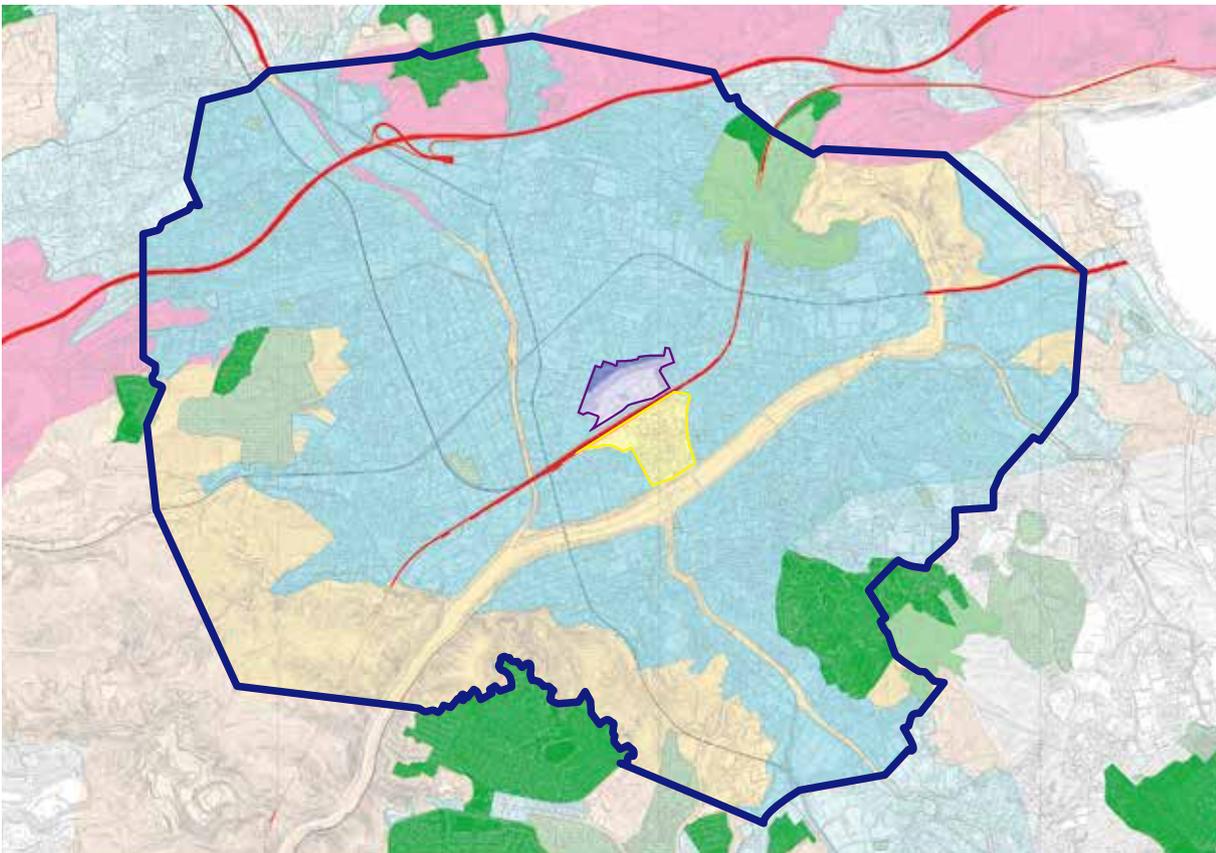
## 第六章

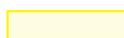
# 風景づくり重点区域での風景づくり

多治見市の市街地では都市としての発展が進んでおり、今後まちなみにそぐわない色彩の建造物が建設されたり、屋外広告物が無秩序・無制限に氾濫するなど、まちの美しさや多治見らしさが損なわれる恐れがあります。

そのため、まちの風景に影響を与える屋外広告物が風景を損なわないように、また背後に眺められる斜面緑地の風景と建造物や屋外広告物が調和するよう風景を整える必要のある区域を「風景づくり重点区域」として指定します。

また、風景づくり重点区域の中心に位置する多治見駅周辺を「多治見駅南地区」、多治見駅北地区地区計画の区域を「多治見駅北地区」として指定し、地区内に掲出される屋外広告物について一定のルールを定めます。



-  風景づくり重点区域
-  多治見駅北地区
-  多治見駅南地区